

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地球規模の諸問題への取組			番号	⑭							
評価方式	総合(実績)事業		政策目標の達成度合い	相当程度進展あり		(千円)						
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織/勘定	項	事項		3年度 当初予算額			4年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		26,890,456			59,017,070			
	一般	在外公館	経済協力費	地球規模の諸問題への取組に必要な経費		4,282			28,568			
	小 計					一般会計	26,894,738			59,045,638		
						<	>	の内数	<	>	の内数	
					特別会計							
						<	>	の内数	<	>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの												
	小 計					一般会計						
						<	>	の内数	<	>	の内数	
					特別会計							
						<	>	の内数	<	>	の内数	
合 計					一般会計	26,894,738			59,045,638			
						<	>	の内数	<	>	の内数	
					特別会計							
						<	>	の内数	<	>	の内数	

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組

令和3年度政策評価書

(外務省 2-VI-2)

施策名(※)	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	グローバル化の進展に対応したルール作りと地球規模課題の解決に向けて国際社会でリーダーシップを発揮するため、SDGsに係る以下の取組を推進する。 1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。 2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて保健分野、気候変動問題、地球環境問題等への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。					
施策の予算額・執行額等(分担金・拠出金除く)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	58	76	115	108
		補正予算(b)	0	0	58	
		繰越し等(c)	0	△11	11	
		合計(a+b+c)	58	65	184	
執行額(百万円)		38	36	81		
同(分担金・拠出金)	区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	—	—	26,977	26,787
		補正予算(b)	—	—	87,707	
		繰越し等(c)	—	—	0	
		合計(a+b+c)	—	—	114,685	
執行額(百万円)		—	—	113,836		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定の結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (B)	(判断根拠) 主要な測定指標がおおむね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献		
		*1-1	持続可能な開発のための2030アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献	b
		1-2	人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進	b
		*1-3	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進	a
		個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組		
		*2-1	地球環境問題の解決に向けた取組の推進	b
		*2-2	気候変動問題の解決に向けた取組の推進	b
		*2-3	国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進	b

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の平成30・令和元・2年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び平成30・令和元・2年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・測定指標1-2につき、人事が動き、世代が変わり、人間の安全保障など旧式の使い古されたコンセプトと打ち捨てる傾きがあるなか、これを掲げて10-20年というスパンで推進してきた持続的な努力にエールを送りたい。たとえハードな国家安全保障が前面にせり出てきても、人間の安全保障の問題群が消えるわけではない。現場の広報活動以上に、こうした持続的な努力が、日本への肯定的イメージの形成に寄与している。ゆえに、頑固に日本ブランドとして育ててほしい。 ・測定指標1-3につき、UHCも同様、人間の安全保障の枠に位置付けるとともに、コロ
-----------------	--

	<p>ナ危機以前からこれに取り組んできた日本の先見性を、きちんと見ている人がいることを忘れずに取り組み続けてくれればと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • UHC にかかる高い評価は妥当である。 • 日本が提唱する「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での地政学的配慮から、「COVAX」の枠外でも、残余ワクチンをアジア諸国へ供与する「ワクチン外交」が進められていると否定的に捉える海外メディアもある。しかし、これは、人間の安全保障や難民支援など、SDGs への積極的な課題への取組として正当化できるので、地球規模課題に貢献する取組の一つとして、気候変動への対策となる日本の科学技術イノベーションを通じた取組とともに対外発信する意義もあるのではないだろうか。
--	--

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価 実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------------	--------

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2030 アジェンダ）の推進を通じて、日本独自の「SDGs モデル」を構築するべく、具体的な取組を強化・拡充する。同時に、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合・国際機関との会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
 - 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
 - 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) (注)の実現に努める。感染症対策については、グローバルファンド等を通じた効率的・効果的な支援に向けて積極的に関与する。
- (注) 全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
グローバルな課題への一層の貢献
- ・ 第 3 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年 6 月 9 日）
- ・ 第 72 回国連総会サイドイベント「UHC：万人の健康を通じた SDGs の達成」安倍総理大臣冒頭スピーチ（平成 29 年 9 月 18 日）
- ・ 第 72 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説（平成 29 年 9 月 20 日）
- ・ 「UHC フォーラム 2017」における安倍総理大臣スピーチ（平成 29 年 12 月 14 日）
- ・ 第 4 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 29 年 12 月 26 日）
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・ 第 5 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年 6 月 15 日）
- ・ 第 73 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 30 年 9 月 25 日）
- ・ 第 6 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（平成 30 年 12 月 21 日）
- ・ 第 198 回国会施政方針演説（平成 31 年 1 月 28 日）
五 戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
- ・ 第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・ 第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年 6 月 21 日）
- ・ 「国連ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）ハイレベル会合」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年 9 月 23 日）
- ・ 「SDG サミット 2019」における安倍総理大臣スピーチ（令和元年 9 月 24 日）
- ・ 第 74 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（令和元年 9 月 24 日）
- ・ 第 8 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合における安倍総理大臣発言（令和元年 12 月 20 日）
- ・ 第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
六 外交・安全保障
（国際社会の課題解決）
- ・ 第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

中期目標（--年度）

持続可能な開発目標（SDGs）は国際社会共通の目標であり、日本として人間の安全保障の重要性を継続的に訴えつつ、SDGs の推進を継続的に実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

平成 30 年度目標

年央の第 5 回 SDGs 推進本部会合、年末の同第 6 回会合及び平成 30 年 7 月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）等のハイレベルの会議において、日本の SDGs の取組について効果的に発信することで、官民連携、地方創生、次世代・女性のエンパワーメントを 3 本の柱とする「SDGs アクションプラ

ン2018」に示される日本のモデルを更に強化・拡充することを目指す。

人間の安全保障については、国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

6月の第5回SDGs推進本部会合における「拡大版SDGsアクションプラン2018」（「SDGsアクションプラン2018（平成29年12月策定）」の取組を倍増させたもの）策定に続き、平成30年12月の第6回SDGs推進本部会合ではこれを更に倍増させた「SDGsアクションプラン2019」を決定し、日本のSDGsモデルの3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）や平成30年10月のP4G（Partnership for Green Growth and the Global Goals 2030、注）サミットを始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGsに関する取組を発信した。（注：環境に優しい経済成長とSDGs実現のため、官民連携強化を目的として平成30年に設立されたネットワーク）

人間の安全保障への貢献という観点からは、平成30年度は、第7回日中韓サミット、日ウガンダ外相会談、日ベナン外相会談、第10回日本メコン地域諸国首脳会議等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられ、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、平成31年2月28日にニューヨークの国連本部において、国連開発計画（UNDP）、国連人間の安全保障ユニット、ノルウェー、タイ及び南アフリカとの共催により、人間の安全保障シンポジウム「人間の安全保障25周年：SDGsの達成への貢献を基に」を開催し、人間の安全保障の概念普及に貢献した。シンポジウムの成果文書は国連ホームページで公表済みである。

令和元年度目標

- 1 令和元年は日本がG20、TICAD7を主催し、また9月には国連で初のSDGサミットが開催されるなど、SDGs達成に向けた重要な一年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働し、英知を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 人間の安全保障については、平成31年2月の人間の安全保障シンポジウムの成果文書を踏まえ、人間の安全保障の概念の一層の普及を行っていく。
- 3 また、令和元年が国際労働機関（ILO）創設100周年である機会を捉え、シンポジウムを開催し、労働分野における日本の取組の優位性をアピールするとともに、ILOと日本政府の協力関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月の第7回SDGs推進本部会合における「拡大版SDGsアクションプラン2019」策定に続き、12月の第8回SDGs推進本部会合では「SDGs実施指針改訂版」及び「SDGsアクションプラン2020」を策定し、日本のSDGsモデルの3本柱に基づく具体的取組が大きく強化・拡充された。また、6月のG20、7月の国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）、8月のTICAD7、9月のSDGサミット、11月のG20外相会合を始めとした国際会議の機会を活用して、人間の安全保障の理念に基づく日本のSDGsに関する取組を議論・発信した。

- 2 人間の安全保障への貢献という観点からは、令和元年度は、TICAD7及びUHCハイレベル会合政治宣言等の成果文書に「人間の安全保障」が取り上げられたほか、G20大阪サミットやSDGサミットにおける総理大臣スピーチにおいて人間の安全保障について言及し、各国の人間の安全保障に対する理解を進め、概念の普及に進展がみられた。

また、10月には人間の安全保障基金を活用してガンビアで「地方における2030アジェンダの推進に関するフォーラム」が開催され、人間の安全保障に基づき、各国の国内において誰一人取り残さないための、地方におけるSDGsの推進について議論され、人間の安全保障の概念の普及に貢献した。

- 3 6月、ジュネーブで開催されたILO100周年記念関連シンポジウム「Seize the Future～Social Dialogue in the workplace for a Brighter Future～」に各加盟国からのILO総会参加者を中心に、約130名の聴衆を集め、適切なグローバル・サプライチェーンのあり方について内外の関心の高さをうかがわせた。ILO創設100周年という節目に、労働者の権利に配慮したグローバル・サプライチェーンの構築に関して、日本が政労使そろって取り組んでいる未来に向けた社会対話への真剣な姿勢にはILO事務局からも高い評価を得た。

令和2年度目標

- 1 令和2年度はSDGs達成に向けた「行動の10年」のスタートの年であり、SDGs実施指針改定直後の年というSDGs達成に向けた重要な1年となる。この重要な年に、「SDGsの力強い担い手たる日本」の姿を国際社会に示すことで、引き続きリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーと協働して英知を最大限に結集させながら、SDGsの達成に向けた取組を加速化させる。
- 2 国連の枠組み、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 例年6月に開催しているSDGs推進本部会合は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催を中止したが、12月に第9回会合を開催し、「SDGsアクションプラン2021」を策定した。また、新型コロナウイルスの影響で大規模イベントの中止や延期がある中、5月の日経SDGsフォーラム及び新型コロナウイルス時代とその後における開発資金ハイレベルイベント、7月の国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)及び9月の新型コロナウイルス時代とその後における持続可能な開発のための2030アジェンダのファイナンスに関するハイレベル会合に安倍総理大臣や茂木外務大臣等が出席し、新型コロナウイルス感染症対策を含むSDGsの達成に向けた我が国の取組を発信した。
- 2 9月、第75回国連総会における一般討論演説において、菅総理大臣は、人間の安全保障について「世界の英知を集め、議論を深めていくこと」を提案するなど、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、より一層、人間の安全保障の考え方の重要性を国際社会に訴えた。また、第12回日本・メコン地域諸国首脳会議(日メコン首脳会議)の共同声明やAPECの2020年クアラルンプール宣言(首脳宣言)において人間の安全保障について言及された。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標(一年度)

- 1 国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。
- 2 人間の安全保障基金へのドナー拡充を図る。

平成30年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比9件減の47件であった。この課程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 平成30年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、以下のとおりその全てについて国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1)「太平洋地域における気候変動・災害の影響を受けている移民とコミュニティに対する保護とエンパワーメントの推進」
国際移住機関(IOM)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国際労働機関(ILO)及び国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との共同実施。
 - (2)「ナイジェリアの遊牧民・農民抗争への対応における人道支援から長期的開発への移行」
国連開発計画(UNDP)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連食糧農業機関(FAO)との共同実施。
 - (3)「モロッコにおける児童・若年層の難民及び移民に対する保護とエンパワーメント」
UNHCR、国連児童基金(UNICEF)及びIOMによる共同実施。
 - (4)「アルメニアの脆弱なコミュニティにおける人間の安全保障の向上と強靱な社会の構築」
UNDP、UNICEF、国連世界食糧計画(WFP)、IOM、FAO及び国連工業開発機関(UNIDO)による共同実施。

- 3 平成31年2月、我が国がUNDP等と共催した人間の安全保障シンポジウム（ハイレベルイベント）において、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組み、同基金へ拠出することの重要性について確認された。

令和元年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働き掛けを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件以上実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比49件増の96件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和元年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、そのうち2件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1)「和平合意後のコロンビアにおける人間の安全保障ビジネス・パートナーシップを通じた恒久的解決の改善と平和構築」
国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との共同実施。
 - (2)「ザンビアにおける持続可能な再定住を通じた人間の安全保障の促進」
国連開発計画（UNDP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）による共同実施。
 - (3)「カリブ諸国における人間の安全保障のための効果的な強靱性構築：強化された農業（農業・漁業関連小規模ビジネスを含む）におけるジェンダー平等及び女性のエンパワーメント」
国連女性機関（UN-Women）、国際労働機関（ILO）及び国連開発計画（UNDP）による共同実施。
 - (4)「東ジャワ州における暴力的な過激主義の脅威とその人間の安全保障への影響への対処」
国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連開発計画（UNDP）及び国連女性機関（UN-Women）による共同実施。
- 3 令和元年度には、日本政府はノルウェー、ドイツ及びスイスとそれぞれ人間の安全保障基金へのドナー拡充について意見交換を行った。

令和2年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60件以上の申請が得られるよう、人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働き掛けを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトを5件程度実施されるよう確保する。うち、広報案件を除く全ての案件について3つ以上の国際機関による共同実施を確保し、有機的な連携が確保されるようにする。
- 3 人間の安全保障基金への拠出割合は現在、我が国が9割超を占めているところ、ドナー拡充を図るため、人間の安全保障に関心のある国との意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度の人間の安全保障基金に対する申請は前年比2件増の98件であった。この過程で我が国は、引き続き同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットと緊密に連携した。
- 2 令和2年度中に承認された人間の安全保障に資するプロジェクトは4件であり、そのうち3件について3つ以上の機関による共同実施とすることができた。
 - (1)「ローカル及び地域レベルにおける2030アジェンダ実施促進のための人間の安全保障アプローチ適用のための国連システム及び主要パートナーの能力強化」
国連システム・スタッフ・カレッジ（UNSSC）及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）との共同実施。
 - (2)「万人のためのシアヌークビル：スマートで持続可能な包摂的都市」
国連常駐調整官事務所（UNRCO）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）及び国連人間居住計画（UN-Habitat）による共同実施。

- (3) 「カメルーン最北地域における回復と強靱性：人間の安全保障アプローチを通じた人道・開発・平和ネクサスの事業化」
 国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF)、国連食糧農業機関 (FAO) 及び国連人間居住計画 (UN-Habitat) による共同実施。
- (4) 「シエラレオネのコノ地区 Gbense、Soa 及び Kamara 辺境地域における人間の安全保障の強化」
 国連開発計画 (UNDP)、国連食糧農業機関 (FAO)、アフリカ開発銀行、国際農業開発基金 (IFAD)、世界銀行による共同実施。
- 3 9月には、人間の安全保障諮問委員会会合を開催し、人間の安全保障基金へのドナー拡充に向けた方策について意見交換を行った。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) 及び感染症対策の推進 *

中期目標 (---年度)

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 「2017-2022 の 5 か年で更に 2,900 万人の命を救う」とするグローバルファンドの 5 か年戦略目標の達成等、同ファンドの活動を通じ三大感染症対策に貢献する。

平成 30 年度目標

- 1 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の実現のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行い、G 7 伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。このため UHC 推進を議論する国際会議への積極的な参加等を通じ、UHC に対する国際的理解の促進を図るとともに、途上国が UHC を達成する上で必要な取組の特定・着手に必要な協力を行う。また国連における決議等において、各国が UHC を推進する上での基盤・方針が適切な形で盛り込まれるよう、価値を共有する国々との協力のもと、外交活動を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ支援を行い、G 7 伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針を履行する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保し、SDGs 目標 3.3 (エイズ、結核、マラリア等の 2030 年までの根絶) の達成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UHC に関連した取組状況

保健システム強化等につき、G 7 伊勢志摩サミット、TICAD VI、UHC フォーラム 2017 で合意した内容及び SDGs 実施指針に基づき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。

具体的には、二国間支援として、保健サービス強化計画 (バングラデシュ)、母子手帳の配布や医療従事者の研修 (ブルンジ) などを実施し、開発途上国の保健システム強化に貢献している。特にバングラデシュの事例では、非感染性疾患 (NCDs) 検査機材供与や累計約 5,600 人の医師及び看護師への NCDs 対策研修、及び保健医療施設の増床や改築を通じ、検査能力が強化され、保健医療従事者の NCDs への理解が高まることで予防に係る生活指導が促進された。同時に、バングラデシュ国民の生活習慣の変化や、都市貧困者の保健医療サービスへのアクセス改善に貢献した。

国際機関を通じた支援としては、グローバルファンド、WHO 等の国際機関と連携し、保健従事者の育成・研修、国や地方の保健行政の強化等、保健システムの強化に貢献している。

2 感染症対策

三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) の予防と対応、保健システム強化を実施するグローバルファンドに対し、3.48 億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施する Gavi ワクチンアライアンスに対して、1,900

万ドルの支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標（2017-2022年に2,900万人の命の救済及び3億例の新規感染症防止）及び、Gaviの掲げている目標（2016-2020年に3億人への予防接種実施、500-600万人の子供の命の救済）の実現に貢献した。9月の国連総会において、結核ハイレベル会合が開催され、国連日本政府代表部大使が共同議長を務め、政治宣言交渉を主導した。政治宣言には、結核対策の強化、対策資金の確保（2022年までに予防・検査・治療等に年間130億ドルの動員を目指す）、研究開発の強化（2022年までに新薬などの研究開発に年間20億ドルを投じる）等が明記された。

3 SDGs 目標 3.3 達成への貢献状況

三大感染症対策を実施するグローバルファンドへの支援については効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等につき理事会で再確認したほか、顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等研究開発及び医薬品の普及を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、母子保健の推進、性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）への支援等を実施した。これら取組により、例えば、年間9.2万人のマラリアによる死亡者の減少等にご貢献した。

令和元年度目標

- 1 UHC 実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ支援を行う。令和元年度に我が国が開催するG20やTICAD7の会議において国際保健を主要テーマの一つとして掲げ、UHCの達成に向けた取組を主導していく。また、9月の国連UHCハイレベル会合に向け、日本が立ち上げた「UHCフレンズグループ」において、UHCへの理解及び機運を高めるための意見交換会を主催するなどリーダーシップを発揮する。
- 2 エイズ、結核、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき国際機関と連携しつつ支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、UHCの推進に向け、6月のG20大阪サミット及び8月のTICAD7で、保健分野を主要議題として取り上げ、ホスト国として議論を国際的に主導した。特にG20大阪サミットでは、UHC達成における財務当局と保健当局との連携が不可欠との観点から、財務大臣・保健大臣合同セッションを開催し、健全で持続可能な保健財政システムの確立の重要性を再確認した。また、9月には、国連で初めてUHCをテーマとしたハイレベル会合が開催され、保健財政の強化、プライマリー・ヘルス・ケア（PHC）の推進、感染症・非感染症疾患対策、水・衛生や栄養の改善、保健教育の推進、保健人材の育成等を含む政治宣言が全会一致で採択された。日本は、政治宣言の交渉にあたり、UHCフレンズグループを立ち上げ、共同議長（タイ及びジョージア）とともに宣言交渉を主導した。
- 2 感染症対策、保健システムの強化等につき、二国間及び国際機関を通じた支援を行った。
具体的には、二国間支援として、医療機器整備支援（タジキスタン）などを実施した。また、国際機関を通じた支援としては、グローバルファンドに対し約453億円、Gaviに対し約21億円等の支援を実施し、三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）の予防と対応、保健システムの強化、ワクチンの普及と使用の促進等にご貢献した。
- 3 また、新型コロナウイルス対策として、我が国は、急速に感染者数が拡大しつつあるイラン及び周辺の途上国において、医療従事者等への技術協力や医療施設への物資支援等の緊急支援を行っている国際保健機関（WHO）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の国際機関を経由した支援を実施した。

令和2年度目標

- 1 UHC 達成のため、人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。G20大阪サミット、TICAD7で合意した内容及び国連UHCハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向け開発途上国に対する支援を行う。令和2年度に我が国が開催する「栄養サミット2020」においては、UHC達成に不可欠な要素である「栄養」の観点から、UHC達成に向けた取組を主導していく。
- 2 新型コロナウイルス及び、エイズ、結核、マラリアの三大感染症、薬剤耐性菌等感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発等につき、二国間支援及び国際機関を通じた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 我が国は、G20 大阪サミットや TICAD 7 で合意した内容及び 2019 年国連 UHC ハイレベル会合で採択された政治宣言の具現化及び国際社会における UHC の達成に向けて、9 月の国連総会一般討論演説における菅総理大臣スピーチ、10 月の UHC フレンズ閣僚級会合における茂木外務大臣スピーチ、12 月の国連新型コロナ特別総会における菅総理大臣スピーチ及び令和 3 年 2 月の ACT アクセラレータ・ファシリテーション・カウンシル第 4 回会合における茂木外務大臣スピーチで、UHC 達成の重要性について国際社会に向けて発信した。特に、UHC フレンズ閣僚級会合は、令和元（2019）年の国連総会 UHC ハイレベル会合において、「史上最も包括的な保健合意」と称される政治宣言が採択されてから一周年を迎えた機を捉えて、国際社会における UHC の啓発を一層促進することを目的に UHC フレンズの共同議長であるタイとジョージアの外相とともに茂木外務大臣が主催した。茂木大臣から、ワクチンへの公平なアクセスを含む新型コロナウイルス感染症への対応能力の強化、将来の健康危機への対応に資する保健医療システムの強化、感染症に強い環境整備といった分野で我が国が主導している取組を説明し、国際社会と手を携えながら、UHC の実現に向けて尽力していく旨述べた。このような我が国の大きな貢献が背景となり、国連総会議長から、石兼国連日本政府代表部大使が、ビルケット・ガイアナ政府代表部大使と共に、2023 年国連総会 UHC ハイレベル会合に向けたモダリティ決議案のファシリテーターに任命された。

「栄養サミット 2020」については、12 月に予定であったが、世界的な新型コロナ感染症の拡大が継続している状況に鑑み、7 月、令和 3 年 12 月の開催を目処として延期することを決定した。

2 新型コロナ感染症対策に関しては、4 月に WHO 他の提案により、同感染症対策で重要な 3 つの分野（ワクチン・治療薬・診断）の開発、生産、そして公平なアクセスを加速化させるための国際的な枠組みとして ACT アクセラレータ（Access to COVID-19 Tools Accelerator）が発足した。我が国は設立初期から共同提案国として積極的に関与してきている。6 月のグローバル・ワクチン・サミット 2020 では、安倍総理大臣がビデオメッセージで参加し、当面 3 億ドル規模の支援を表明した。また、10 月の UHC フレンズ閣僚級会合では上記 3 億ドルのうち、1.3 億ドル以上を途上国によるワクチンへの公平なアクセスの強化のため、新型コロナ感染症ワクチンへの公平なアクセスを確保するための国際的枠組みである COVAX ファシリティのワクチン事前買取制度（AMC）に拠出することを表明した。さらに、令和 3 年 2 月の ACT アクセラレータ・ファシリテーション・カウンシル第 4 回会合において、AMC への拠出を増額し、合計で 2 億ドルとすることを表明した。

三大感染症については、その予防と対応、保健システムの強化等に向けて、グローバルファンドに対し約 200 億円、Gavi ワクチンアライアンスに対し約 1,350 万円の支援を実施した。これらの結果、グローバルファンドが掲げている目標（2017 年～2022 年に 2900 万人の命の救済及び 3 億例の新規感染症防止）及び Gavi が掲げている目標（2016～2020 年に 3 億人への予防接種実施、500～600 万人の子供の命の救済）の実現に貢献した。さらに、質の高い医薬品が安価かつ迅速に開発途上国に供給されるように支援しているユニットエイド（Unitaid）への支援も実施した。

3 その他特記事項

顧みられない熱帯病（NTDs）や結核、マラリア対策のための医薬品等の研究開発等を促進するグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）及びユニットエイド（Unitaid）、母子保健の推進や性感染症対策等を実施する国連人口基金（UNFPA）及び国際家族計画連盟（IPPF）への支援を実施した。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況： a

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）

(出典：国連作成文書)	実績値			
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	38	267	21	27

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *】

総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部は平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間で 5 回開催し、累次 SDGs アクションプランを策定（平成 30 年度第 6 回、令和元年度第 8 回、令和 2 年度第 9 回）したほか、令和元年度の第 8 回 SDGs 推進本部では「SDGs 実施指針改定版」を作成し、日本の SDGs モデルの 3 本柱に基づく具体的取組を大きく強化、拡充するなど、国内における SDGs の地位を向上させ、各施

策における浸透をはかることができた。また、G20 大阪サミット、TICAD 7、SDG サミット、国連ハイレベル政治フォーラム (HLPF) のような多国間フォーラムにおいて継続的に SDGs 及び人間の安全保障の重要性について発信を行ったことで、国際社会における機運を高めることに貢献した。(平成 30・令和元・2 年度：人間の安全保障の推進経費、地球規模課題政策の調査及び企画立案等事務(達成手段①)、人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②) 令和元年度・令和 2 年度：「大阪アップデート：持続可能な開発のためのアジェンダ 2030」の策定(令和元年度達成手段⑦、令和 2 年度達成手段⑤)等)

上記のような SDGs 及び人間の安全保障の理念を国際社会で発信するアプローチに加えて、評価対象期間にわたって、UNDP、UNICEF、人間の安全保障基金などの国際機関・基金を活用しつつ、SDGs 及び人間の安全保障の実現に資する具体的なプロジェクトを推進し、相当程度、国際社会が直面する地球規模課題の改善に貢献した。(令和 2 年度：国際連合児童基金 (UNICEF) 拠出金(達成手段⑩)、国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (コア・ファンド) (達成手段⑬)、人間の安全保障基金拠出金(達成手段⑰)、国連連合開発計画 (UNDP) 拠出金 (パートナーシップ基金) (達成手段⑳)等)

【測定指標 1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進】

人間の安全保障の概念の主流化に向けて、人間の安全保障ユニットと緊密に連携を取りつつ、人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの立案・申請を、国際機関に対して積極的な働き掛け、合計 12 件のプロジェクトを実施し、脆弱な立場に置かれた人々の生活基盤の改善及び能力開発を通じた人間の安全保障の実現に貢献できた。

また、ここ数年来、人間の安全保障基金に対する他ドナーからの拠出が得られていない状況が続いていることに加え、我が国の予算の制約もあることに鑑み、限られた予算をより有効に活用することによってドナー拡充につながることを目指すため、人間の安全保障アプローチを現場で実践するための様々な国際機関による案件から、人間の安全保障の概念を推進するためのアドボカシー案件へと基金の活動内容をシフトさせるといった改革の必要性についても、人間の安全保障諮問委員会で議論を行うなど、基金の継続性を図るための様々な方策について検討を行ったことは有益であった。(平成 30・令和元・2 年度：人間の安全保障の実施と理念の普及(達成手段②)、令和 2 年度：人間の安全保障基金拠出金(達成手段⑰))

【測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *】

令和元(2019)年のG20 大阪サミットでは、日本はホスト国として、国際保健を持続的な成長の基盤の柱の一つとして取り上げ、①UHC の達成、②高齢化への対応、③健康危機への対応に焦点を当てた他、持続可能な保健財政の重要性の観点から、初めて財務・保健大臣合同会合を開催した。同年 9 月、日本の主導によって、国連総会 UHC ハイレベル会合を開催し、2030 年までに全ての人々に基礎的医療を提供、医療費支払いによる貧困の根絶等を謳う政治宣言の合意に中心的存在として大きく貢献した。グテーレス国連事務総長は、同宣言を「史上最も包括的な保健合意」と述べ、我が国のリーダーシップを高く評価した。さらに、同年の TICAD 7 (於：横浜)の際には、プライマリー・ヘルス・ケアの拡充、持続可能な保健財政を含む強靱な保健システムの促進、感染症対策、早期警戒及び迅速な対応のための国及び地域の能力強化や官民連携を含む UHC の達成拡大に向けた取組を一層推進していくことを表明し、国際保健分野における日本のプレゼンスを大きく印象付けた。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大以降、UHC の重要性が再認識されている中で、国連一般討論演説を始めとした国際的なイベントにおいて、我が国のハイレベルから、UHC の重要性について発信したことで、各国や関係機関への啓発につながった。特に、閣僚を含む UHC フレンズグループ有志国代表(ケニア、セネガル、ガーナ、ウルグアイ、印、仏、英及び EU)、グテーレス国連事務総長、テドロス WHO 事務局長、フォア UNICEF 事務局長、バークレー Gavi 事務局長、ハチェット CEPI 事務局長等の出席を得て、茂木外務大臣が UHC フレンズ閣僚級会合を主催したことで、新型コロナウイルス感染症対策を推進する上での UHC の重要性の確認や国際社会に対する啓発の上で大変効果的であったほか、国際社会における UHC の達成に向けた我が国のリーダーシップを強く印象付ける大変有意義な機会となった。このような我が国の大きな貢献が背景となり、国連総会議長から、石兼国連日本政府代表部大使が、令和 5(2023)年国連総会 UHC ハイレベル会合に向けたモダリティ決議案のファシリテーターの一人に任命されたのは、新型コロナウイルス感染症が顕現する以前からの保健分野における我が国の一連の取組が国際社会で高い評価を受けていることの何よりの証左であり、今後の更なる貢献への期待の表れでもある。

UHC の推進については、保健・医療体制が脆弱な途上国に対する無償資金協力(保健医療機材供与)や JICA による技術協力等を通じた二国間支援、グローバルファンド、Gavi、GHIT、ユニットエイド (Unitaid)、UNFPA、IPPF 等の国際機関を通じた支援を実施した。新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大で、各国において、UHC の達成に向けた取組が悪影響を受ける中で、基礎的保健システムの強化を含め

たG20大阪サミットやTICAD7の合意内容及び2019国連UHCハイレベル会合で採択された政治宣言に掲げられている各目標の達成に寄与した。特に、直近の3年間で、グローバルファンドに対して合計約104,302百万円、Gaviに対して合計約19,618百万円を拠出し、当該機関が掲げる目標の実現に寄与し、関係国・機関から高く評価された。

「栄養サミット2020」については、12月に開催予定であったが、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大が継続している状況に鑑み、1年延期を決定した。(平成30・令和元・2年度：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進・感染症対策(達成手段③) 令和2年度：世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金(達成手段⑫)、Gaviワクチンアライアンス拠出金(達成手段⑬)、国際医薬品購入ファシリティ(UNITAID)拠出金(達成手段⑮)等)

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

グローバル化の進展に伴い、国際社会は格差・貧困・テロ・難民・気候変動等の地球規模課題に引き続き直面している。これら地球規模課題への対処において、我が国が指導力を発揮し、国際社会に深く貢献していくためには、SDGsへの理解を促進し、求心力のある取組を継続的に実施していく必要がある。また、特に新型コロナウイルス感染症が途上国の経済・社会状況に深刻な影響を与えている現実を踏まえると、人間の安全保障及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジに係る取組との連携を含め、SDGsの達成に向けた取組の実践を引き続き目標として設定することが必要である。

【測定指標】

1-1 持続可能な開発のための2030アジェンダ実現に向けた取組の具体化・拡充及び人間の安全保障への具体的貢献 *

SDGsは行動の10年が始まり、令和12(2030)年に向けて総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を中心として政府としての取組の強化が見込まれる。また、国際社会においてもその重要性がより一層高まることが予想されている。人間の安全保障に関しても、新型コロナウイルス感染症による社会経済へのダメージを考慮すると、我が国が中心となって国連などの国際場裡において議論を先導してきた概念として、その重要性は高まっている。これらの理由により、測定指標は維持した。

1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

第75回国連総会一般討論演説において、菅総理大臣が述べたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳、すなわち人間の安全保障の危機であり、これを乗り越えるため、人間の安全保障の理念に立脚した取組が、より一層求められている。こうした状況を踏まえ、人間の安全保障の概念についての議論を再活性化させるとともに、人間の安全保障基金を活用して質の高いプロジェクトの実施を引き続き推進することは極めて重要であることから、測定指標を維持した。

1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)及び感染症対策の推進 *

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、UHCの達成に向けた取組が悪影響を受ける中、これまで目標に掲げている人材育成や制度整備を通じた基礎的保健システムの強化、ワクチンの普及と使用促進、医薬品の開発及びアクセスの改善等に向けた二国間支援及び国際機関を通じた支援、G20サミットやTICAD7での合意及び令和元年の国連総会UHCハイレベル会合で採択された政治宣言の達成に向けた開発途上国に対する支援、「栄養」の観点からのUHC達成に向けた取組の主導といった点の重要性・緊急性は一層高まっていることから、これを維持することは合理的である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

持続可能な開発目標(SDGs)

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

人間の安全保障

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/index.html>)

保健

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hoken.html>)

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や環境に特化した国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

防災においては、「仙台防災枠組 2015-2030」や「仙台防災イニシアティブ」の着実な実施に向け、二国間支援や国連機関との連携を通して、国際防災協力に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・美しい星への行動（ACE）2.0（平成 27 年 12 月：第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議で発表）
- ・世界津波の日（平成 27 年 12 月：第 70 回国連総会）
- ・仙台防災枠組 2015-2030（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（平成 27 年 3 月：第 3 回国連防災世界会議で発表）
- ・仙台防災協力イニシアティブ（フェーズ 2）（令和元年 6 月：第 7 回持続可能な開発目標（SDGs）推進本部で発表）
- ・第 201 回国会施政方針演説（令和 2 年 1 月 20 日）
六 外交・安全保障
（国際社会の課題解決）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（--年度）

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

平成 30 年度目標

- 1 国連環境計画（UNEP）
引き続き、各国と協力して、UNEP の運営をフォローするとともに、日 UNEP 政策対話の場を活用するなどして、UNEP と連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。
- 2 生物多様性条約
生物多様性条約 COP14 等での議論に積極的に貢献する。
- 3 化学物質及び廃棄物管理
化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連環境計画（UNEP）
9 月、ソールハイム事務局長が訪日した際、日 UNEP 政策対話を開催し、我が国との関係強化のための方策について議論したほか、平成 31 年 3 月にナイロビ（ケニア）において、第 4 回国連環境総会（UNEA 4）が開催され、地球環境問題における重要課題について議論が行われた。UNEA 4 にて、特に注目度が高かった海洋プラスチックごみ問題について、我が国は、ノルウェー、スリランカとともに、「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに関する決議」案を提案し、議論をリードした結果、同決議は全会一致で採択された。また、化学物質・廃棄物、生態系、UNEP の管理運営等に関する決議案や閣僚宣言の検討にも積極的に参加し、合意形成に貢献した。
また、海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、平成 31 年 3 月に、東南アジア及びインドにおいて最適なプラスチックごみの排出防止策を実現するための UNEP の取組（流出源・経路の特定やモニタリング手法の確立等）を支援するため、我が国から、1 億 2,300 万円の拠出を行った。
- 2 生物多様性条約
10 月、ロンドン（英国）で「第 4 回野生動植物の違法取引に関する国際会議」が開催された。我が国からは、阿部外務副大臣が出席し、国際的に特に関心の高い象牙の違法取引対策について、国内の取組の推進及び途上国支援をコミットメントとして表明し、この問題への取組に対する国際的機運を高めることに貢献した。

同月、ドバイ（アラブ首長国連邦）でラムサール条約第13回締約国会議（COP13）が開催され、潮間帯湿地の保全、気候変動に関する決議等が議論され、我が国もこれらの議論に貢献した。また、COP13の開催に合わせて、宮城県志津川湾と東京都葛西海浜公園の二つの湿地が新たにラムサール条約湿地として登録された。

11月、シャルムエルシェイク（エジプト）で生物多様性条約COP14、カルタヘナ議定書第9回締約国会合（MOP9）及び名古屋議定書MOP3が開催され、2020年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、73本におよぶ決定が採択された。

3 化学物質及び廃棄物管理

11月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約COP2が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、アジア太平洋地域のビューロー（理事国に相当）として条約の円滑な運営に貢献したほか、技術的事項に係る決議案3本を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

また、バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約については、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑に運用したほか、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用についての検討に参画した。

4 その他

海洋プラスチックごみ問題について、6月のG7シャルルボワ・サミットにおいて、安倍総理大臣は、この問題に開発途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があるとあり、G20大阪サミットでこの問題に取り組むことを表明した。また、11月のASEAN+3（日中韓）首脳会議において、安倍総理大臣は「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。同イニシアティブの下で我が国は、中国や韓国とも連携し、「3R」や廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等を通じて、ASEAN諸国の海洋プラスチックごみ対策を支援していくことになった。同月の日ASEAN首脳会議においても安倍総理大臣から、海洋プラスチックごみ対策に関するASEAN支援の拡大を表明した。

令和元年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、日UNEP政策対話の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

関係省庁と連携し、ワシントン条約COP18等での議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

G20大阪サミット等の機会を通じて、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

アンダーセン事務局長が国連総会（ニューヨーク）や第3回水俣条約締約国会議（ジュネーブ）に出席した機会を捉え、我が国出席者とUNEPの運営の改善や我が国との関係強化のための方策等について意見交換を行った。

また、世界的な課題として認識されている海洋プラスチックごみ問題への対策強化のため、令和2年3月に、アジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するためのUNEPの取組（流出源・経路の特定や対策の効果の査定等）に我が国から6億2,700万円、またUNEP国際環境技術センター（IETC）による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に1億円を支出して支援した。

2 生物多様性

8月、ジュネーブで第18回ワシントン条約締約国会議（COP18）が開催され、ワシントン条約の附属書が改正されたほか、我が国にとっても関心の高い象牙の国内市場について議論が行われ、我が国代表団も積極的に議論に参加した。

8月及び令和2年2月、ナイロビ（ケニア）及びローマ（イタリア）で生物多様性条約ポスト2020生物多様性枠組公開作業部会が開催され、令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標に

について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に参加し、効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献した。

国際熱帯木材機関（ITTO）については、日本はホスト国として事務局と加盟国間の調整役を担ったり、組織に資する提案を行ったりするなど活動推進に積極的に貢献した。

3 化学物質及び廃棄物管理

4月から5月にかけてバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約三条約の合同締約国会議が開催され、新規に条約の規制対象とする化学物質や各種の廃棄物に対する条約の適用や、条約事務局の活動計画・予算、条約遵守メカニズム等の検討に参画した。また、化学物質の輸出入に係る諸手続を他省庁と連携しつつ円滑な運用を実践した。

また、11月、ジュネーブ（スイス）で水俣条約 COP 3 が開催され、条約事務局の体制や活動計画が確認されたほか、水銀・水銀含有物の国際管理に係る技術ガイドライン等の検討が進められた。我が国は、条約の円滑な運営に貢献したほか、水銀の規制にかかる技術的内容について欧州連合と共同で決議案を提出するなど、締約国間の合意形成に主導的役割を果たした。

4 海洋プラスチックごみ問題

6月、我が国は、G20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみ問題を主要議題の一つとして取り上げ、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等、リーダーシップを発揮した。また、我が国は、同サミットの機会に、独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的とし、ODAなどを活用して、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）を支援する「マリーン（MARINE）イニシアティブ」の立ち上げを表明した。

令和2年度目標

1 国連環境計画（UNEP）

引き続き、各国と協力して、UNEPの運営をフォローするとともに、国連環境総会の場を活用するなどして、UNEPと連携しつつ、地球環境問題に取り組んでいく。

2 生物多様性

令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）及びその実施が、効果的かつ効率的なものになるよう、関係省庁とともに、関連する議論に積極的に貢献する。

3 化学物質及び廃棄物管理

化学物質及び廃棄物を国際的に適正に管理する枠組みであるバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約、及び世界的な水銀規制に関する水俣条約について、関係省庁と連携して円滑な運用に努める。

4 海洋プラスチックごみ問題

国連海洋会議等の機会を通じて、国際社会に対して「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有を呼びかけ、海洋プラスチックごみ対策に関する国際的な取組を主導していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画（UNEP）

アンダーセン事務局長とオンラインで対話をし、UNEPとの我が国との協力について意見交換を行った。令和3年2月、第5回国連環境総会オンライン会合において、我が国の海洋プラスチック及び生物多様性に関する取組を進めていく姿勢を国際社会にアピールした。

2 生物多様性

令和2年2月に生物多様性条約の愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組に関する公開作業部会2回目（OEWG2）がローマ（イタリア）で開催され、同枠組みの要素などについて議論が行われた。また、生物多様性に係る行動を進める緊急性を最高レベルで強調し、当該枠組みの決定及び実施を後押しする目的で、9月に国連生物多様性サミットがニューヨーク（米国）及びバーチャルのハイブリッド形式で開催された。我が国はこれらの議論に積極的に貢献した。

持続可能な農業及び食料安全保障のための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用の促進に係る世界的な議論にも貢献しており、7月及び11月に開催された食料・農業植物遺伝資源条約の第1回及び第2回資金戦略常設委員会において、遺伝資源へのアクセスと金銭的・非金銭的利益配分の支援やモニタリングなどを始めとする資金戦略全般を扱う資金戦略・資源動員に関し、地域を代表し助言した。

11月には、国際熱帯木材機関（ITTO）第56回理事会がオンラインで開催され、持続可能な森林経

営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組み等について、議論が行われた。我が国は、これらの議論にワーキンググループメンバーとして積極的に参加し、貢献した。

3 化学物質及び廃棄物管理

「有害廃棄物の国境を越える移動等を規制するバーゼル条約」において、日本は水銀廃棄物、有害な廃棄物等の陸上焼却・エネルギー回収及び廃プラスチックに関して、締約国が参考とするガイドラインの作成を主導した。

「水銀に関する水俣条約」では、令和3（2021）年第4回締約国会議に向け、附属書Aに掲げられた水銀添加物製品及び附属書Bに掲げられた水銀または水銀化合物を使用する製造工程の見直しに関する専門家会合、水銀の放出及び水銀廃棄物の閾値に関する専門家会合において、日本は取組先進国として議論に積極的に参加している。

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」では、条約の義務を履行するために締約国が国内実施計画を策定し更新することとなっている。12月、第8回及び第9回締約国会議において新たに規制対象となった化学物質に関する日本の措置を国内実施計画に反映し、条約事務局に提出した。

4 海洋プラスチックごみ問題

令和元（2019）年のG20大阪サミットにおいて打ち出した「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行った。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用などについて議論を行う「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル」（海洋国家の首脳で構成）においては、12月2日、菅総理大臣を含む14か国の首脳の連名で「持続可能な海洋経済のための変革」と題する首脳文書を公表した。この中でメンバー国は、令和7（2025）年までに持続可能な海洋計画に沿って、国家管轄権内の海洋区域の100%を持続可能な形で管理することにコミットし、また、2030年までに国家管轄権内にある全ての海洋区域が持続可能な形で管理されるよう、全ての沿岸及び海洋国家に対しこのコミットメントに参加することを呼び掛けた。首脳文書を広報する目的で12月3日に外務省と海洋政策研究所が共催したウェビナーにおいて、菅総理大臣はビデオメッセージの中で、洋上風力発電などの海洋の力を活用することによる気候変動対策の重要性を強調し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組を紹介した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

中期目標（令和2年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

平成30年度目標

- 1 平成30年は、パリ協定の実施指針を策定することが決定されており、これに関する議論を一層進展させるために交渉に貢献する。
- 2 我が国が議長国を務める令和元年G20サミットを見据えて、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金（GCF）や二国間クレジット（JCM）制度を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。
- 4 平成29年12月の気候変動サミットで河野外務大臣が平成30年中の開催を発表した気候変動と脆弱性の国際会議を成功させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月に開催されたCOP24では、パリ協定の実施指針が採択された。令和2年以降のパリ協定の本格運用に向けた実施指針採択は、パリ協定のモメンタムを維持し、世界全体で気候変動対策を進めていく上で非常に重要な成果であった。内容面でも、パリ協定の精神を貫徹し全ての国に共通のルールに合意し、透明性・実効性の高いものと評価できる。我が国は、各議題で具体的なテキスト案を提案する等、積極的に交渉を行い、実施指針採択に貢献した。

2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会 (CSWG) 第 1 回会合を平成 31 年 2 月に東京で開催。国際機関等の知見・経験を参加国と共有しつつ、G20 として気候変動に関連する幅広い議題について議論した。また、一般公開セッションでは、一般参加者も参加した活発な議論を行った。同会合では、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動への適応策として必要な対応穀物の開発等について我が国が行っている伝統的な知恵の活用や、気候変動対策の進展に有効な日常の取組、様々な主体が連携して取り組むことの大事さといった、今後政策に取り込んでいくべき重要な考え方が示された。

3 GCF については、日本は理事及び理事代理として GCF 理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与してきた。GCF においては、これまでに 102 件の案件を承認した (平成 31 年 2 月末時点)。また日本が約束した 15 億ドルについては、4 回に分けて抛出国債を発行することとしており、12 月末までに計 4 回の発行を終了した。さらに、平成 30 年度には、長らく未解決となっていた GCF の正式な資金管理機関 (トラスティ) の選定について、我が国理事が選定委員として関与し、国際復興開発銀行への決定に貢献した。また、GCF の増資プロセスの開始が決定される等の進展がみられた。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して 130 件以上 (うち平成 30 年度に 30 件を新規開始) の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。平成 30 年も、モンゴル、ベトナム、パラオ、インドネシア及びタイの JCM プロジェクトからクレジットが発行されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成 27 年から平成 28 年の 2 年間において、約 233 億ドルの気候変動に係る支援を実施し、平成 25 年から平成 26 年の 2 年間における実績 (約 200 億ドル) と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。平成 29 年及び平成 30 年実績については、令和 2 年 1 月 1 日までの国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局への提出に向けて集計中である。

その他、気候変動対策に関する国内外の機運を高めるため、8 月、気候変動対策に取り組む企業のネットワークである日本気候リーダーズパートナーシップ (Japan-CLP)、自治体によるネットワークであるイクレイ日本、NGO の Can-Japan 等との連携による国際シンポジウムの開催等を行った。

4 7 月に東京において「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を開催し、130 名以上の参加を得た。同会議では、国内外の政府関係者・国連機関職員のほか、気候変動や安全保障に関する専門家や企業・投資関係者、研究者、市民団体のメンバーなど幅広い参加者が、気候変動が国家の脆弱性に与える影響や今後生じうるリスクに対する有効なアプローチ等について活発な議論を行い、アジア・大洋州における気候変動と脆弱性について様々な視点から検討・討議する良い機会となった。

令和元年度目標

- 1 パリ協定の実施指針について、COP25 で継続して検討されることになった市場メカニズムを含めた全内容の令和元年中の採択を目指し、交渉に貢献する。
- 2 G20 議長国として、G20 気候持続可能性作業部会や同適応ワークプログラムの開催を通じ、気候変動分野において主導力を発揮していく。
- 3 緑の気候基金 (GCF) 理事会メンバーとして GCF の更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度 (JCM) の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行 (JBIC) 及び日本貿易保険 (NEXI) と連携した JCM 特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)、国際協力機構 (JICA)、アジア開発銀行 (ADB) などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 12 月に開催された COP25 では、COP24 で合意に至らなかった市場メカニズムの実実施指針等に関する交渉が行われた。我が国は、首席交渉官・専門家レベルの技術的な交渉に加え、小泉環境大臣が精力的に二国間会談及び閣僚級の交渉に参加して議論をリードし交渉に貢献した。市場メカニズムについて、議論は一定程度進捗したもの、技術的論点に加え、各国の利害が絡み合う政治的な側面もあり、すべての論点について完全に合意するには至らなかった。今会合の成果も踏まえ、COP26 での採択に向けて、引き続き議論に貢献していく。また、各国との二国間会談、政府代表ステートメント、サイドイベントなどあらゆる場面において、温室効果ガス排出量を 5 年連続で削減している実績や、非政府主体の積極的な取組等の我が国の実績や取組を積極的に発信した。

2 G20議長国として、G20気候持続可能性作業部会(CSWG)第2回会合を4月に長野で、第3回会合を6月に横浜で開催した。また、同適応ワークプログラム関連会合第1回を10月に横浜で、第2回を11月にタイで開催した。CSWGでは、政策的な方策についての提示のみならず、気候変動等の地球規模課題に対応するためには、非連続的なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」を形成することが重要であることを各国と共有した。これを踏まえ、適応ワークプログラム関連会合では、民間企業等の知見・経験の共有を得ながら、気候変動への適応分野におけるビジネスの貢献について焦点を当てた活発な議論を行った。

3 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承認、GCFの事業に関する指針策定等を通じてGCFの運営に積極的に関与した。GCFはこれまでに129件の事業を承認し(令和2年3月末時点、うち令和元年度は29件)、これにより、約16億トンのCO2排出量削減と約3.5億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出(2015-2018年)における15億米ドルの拠出に続き、10月のGCF第1次増資ハイレベル・プレッジング会合では、GCFの活動状況に応じて最大15億米ドルを拠出する意向である旨表明した(日本の累積拠出規模は、英国に次いで第2位)。第1次増資については、これまでに我が国を含む29か国が総額約98億米ドルの拠出を表明している(令和2年3月末時点)。今後ともGCFの効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCMについては、我が国企業や自治体と連携して160件以上(うち令和元年度に27件を新規開始)の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和元年も、ベトナム、モンゴル、モルディブ、タイ、インドネシア、カンボジア及びサウジアラビアのJCMプロジェクトからクレジット発行が決定されるなど、成果を着実に上げている。

途上国支援については、平成29年から平成30年の2年間において、約250億ドルの気候変動に係る支援を実施し、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)事務局にその実績を報告した。平成27年から平成28年の2年間における実績(約233億ドル)と比べ途上国の支援実績を着実に増加させた。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「日本気候リーダーズパートナーシップ」(JCLP)にパブリックパートナーとして参加するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っていく。

令和2年度目標

1 COP26における気候変動交渉(透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等)に積極的に貢献し、本格的に運用が開始するパリ協定の実施に向けた環境整備を進める。

2 緑の気候基金(GCF)理事会メンバーとしてGCFの更なる効果的・効率的運営の実現に貢献するとともに、二国間クレジット制度(JCM)の活用に向けて、都市間連携や国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)と連携したJCM特別金融スキームの活用や、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、国際協力機構(JICA)、アジア開発銀行(ADB)などの内外関係機関との連携を含めた支援を着実に実施し、二国間の開発協力などを通じた気候変動関連途上国支援や、企業や自治体との連携等を含め、様々な分野や手段で気候変動問題への解決に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 令和2年3月には、我が国のNDC(国が決定する貢献)を国連気候変動枠組条約事務局に提出した。NDCでは、平成27(2015)年に提出した約束草案(INDC)で示した令和12(2030)年度26%削減目標の確実な達成を目指すことを確認するとともに、この水準にとどまることなく更なる削減努力を追求していく方針を新たに表明した。令和2年10月には、菅総理大臣が所信表明演説にて2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指すことを宣言し、政府全体での気候変動対策への取組が進んでいる。

(2) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、COP26が令和3年11月に延期となったため、COP25で合意に至らなかった論点(透明性枠組み、気候資金、市場メカニズム等)が積み残しとなっている。令和2年に対面形式で開催が予定されていた会合は、延期もしくはオンライン形式での開催に変更された。各国の首席交渉官が参加する非公式会合や専門家レベルの技術的な議論を行うオンライン会合に我が国は積極的に参加した。具体的には、世界的な気候変動対策の機運の維持を目的として開催された「ジューン・モメンタム」(6月)や「気候対話」(11月)等の国連気候変動枠組条約事務局主催のイベントに参加した。また、英仏及び国連が共催したパリ協定採択5周年イベント「気候野心サミット2020」(12月)には、菅総理大臣が参加し、我が国の2050年カーボンニュートラルに向けた取組について発信を行った。引き続き、COP26での積み残し議題の採決に向け、各種会合における議論に積極的に貢献していく。

2 GCFについては、日本は理事及び理事代理としてGCF理事会に出席し、案件採択や認証機関の承

認、GCF の事業に関する指針策定等を通じて GCF の運営に積極的に関与した。GCF はこれまでに 173 件の事業を承認し（令和 3 年 3 月末時点の累計、うち令和 2 年度は 46 件）、これにより、約 18 億トンの CO2 排出量削減と約 5 億人の裨益が見込まれている。また、日本は初期拠出（2015-2018 年）における 15 億米ドルの拠出に続き、2019 年 10 月の GCF 第 1 次増資ハイレベル・プレッジング会合では、2020 年から 2023 年の 4 年間で、GCF の活動状況に応じて最大 15 億米ドルを拠出する意向を表明した（日本の累積拠出規模は、英国に次いで第 2 位）。第 1 次増資については、これまでに我が国を含む 31 か国及び 2 地方政府が総額約 100 億米ドルの拠出を表明している（令和 3 年 3 月末時点）。今後とも GCF の効果的・効率的な運用のために引き続き積極的に関与していく。

JCM については、我が国企業や自治体と連携して約 190 件（うち令和 2 年度に 28 件を新規開始）の温室効果ガス削減・吸収プロジェクトを実施している。令和 2 年度はタイ及びケニアの JCM プロジェクトからクレジット発行が決定され、成果を着実に上げている。

途上国支援については、令和元年において、約 1.37 兆円の気候変動に係る支援を実施。平成 27 年に発表した「美しい星への行動 2.0（ACE2.0）」（令和 2 年に官民合わせて 1 兆 3,000 億円の気候変動対策支援実施を表明）の目標について、着実に達成している。

企業や自治体との連携については、意見交換を複数回実施したほか、「アジア・大洋州における気候変動と脆弱性に関する国際会議」を企業・自治体の協力を得て開催するなどしており、気候変動対策には、政府のみでなく、非国家主体の取組が重要であるとの観点から、引き続き積極的に連携を行っていく。

平成 30・令和元・2 年度目標の達成状況：b

測定指標 2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

中期目標（令和 2 年度）

第 3 回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組（2015-2030）を達成するため、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を活用し、各国における「防災の主流化」を推進する。

平成 30 年度目標

第 3 回国連防災世界会議で発表した「仙台防災協カイニシアティブ」の基本方針を踏まえつつ、引き続き我が国主導による各国の「防災の主流化」を推進する

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協カイニシアティブ」に基づき、防災協力の実施を進め、「2015 年から 2018 年までの 4 年間で、防災関連分野で計 40 億ドルの協力、4 万人の人材育成を実施」という目標を達成した。（実績値：2015 年から 2018 年までの 4 年間で計 50 億ドルの協力、7.8 万人の人材育成を実施）

また、G20 大阪サミットの開発作業部会の開催と合わせ平成 31 年 3 月に防災サイドイベントを実施するとともに、世界各地での防災訓練や、「『世界津波の日』2018 高校生サミット in 和歌山」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。さらに、9 月にインドネシア・中部スラウェシ州地震の発生後、インドネシア政府からの要請に基づき、復興基本計画（マスタープラン）の策定を支援した。

令和元年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ」の後継となる新たなイニシアティブを策定し、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行う。

「世界津波の日」の普及啓発を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

6 月の G20 大阪サミットの際に、「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ 2」を発表。同イニシアティブに基づき、防災先進国として、誰もが安心して暮らせる災害に強い世界の強靱化に貢献すべく、洪水対策等により、2019~2022 年の 4 年間で、少なくとも 500 万人に対する支援等の実施に着手した。また、防災研修及び世界各地での防災訓練の実施や、「『世界津波の日』2019 高校生サミット in 北海道」など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

令和2年度目標

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、途上国に対して、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な協力を行うとともに、「世界津波の日」の普及啓発活動を通じ、防災の主流化や仙台防災枠組の達成に向けた支援を行う。

施策の進捗状況・実績

「仙台防災協カイニシアティブ・フェーズ2」に基づき、途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー（2020年実績：約1万6千人）及び次世代を担う子供たち（同：約8千人）の人材育成・防災教育を実施し、災害に強い世界の強靱化に貢献した。

また、「第三回津波博物館会議」のバーチャル開催や、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた学校向けの津波対策の指針策定、学校生徒・教員向けの津波避難訓練など、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。

平成30・令和元・2年度目標の達成状況：b

参考指標：仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）

	実績値		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	109	111	120

評価結果（個別分野2）

施策の分析

【測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *】

生物多様性分野においては、生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）、カルタヘナ議定書第9回締約国会合（MOP9）及び名古屋議定書第3回締約国会合（MOP3）において、令和2（2020）年以降の生物多様性に関する世界目標の策定プロセス等の重要課題への議論に積極的に参加し、73本に及ぶ決定が採択に主要な役割を果たした。続いて2回にわたり開催されたポスト2020生物多様性枠組公開作業部会及び国連生物多様性サミットにおいても効果的かつ効率的な枠組及びその実施の設計に貢献するなど、この3年間で生物多様性関連の様々な機会、議論に大きく貢献した。（令和2年度：生物多様性条約拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑩）、生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑳））

ワシントン条約締約国会議（COP18）では我が国の関心も高い象牙の国内市場について議論が行われ、国内市場の閉鎖を求める決議案の提案などが行われたが、我が国代表団も積極的に議論に参加した結果、国内市場の存在が象牙の密猟や違法取引の要因となることを防ぐための取組について報告する内容に修正することができた等具体的成果が得られた。（令和2年度：野生動植物取引規制条約信託基金拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑮））

横浜が本部の国際熱帯木材機関（ITTO）については、我が国は、第56回理事会において、持続可能な森林経営や合法的に伐採された木材の貿易促進に資するプロジェクトを効率的に実行するための新しい枠組み等についての議論に貢献し、組織改革が一層推進されるなどの成果をあげた（令和2年度：国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（任意拠出金）（達成手段㉕））。

化学物質、廃棄物については評価対象期間を通して円滑な運用等所期の目標を達成した。海洋プラスチックごみ問題については、平成31（2019）年3月の第4回国連環境総会において30本近い決議案の主要な交渉に参加し、関連決議案をノルウェーと共同提案したほか、決議内容の調整を含め常に主導権を発揮し大きな存在感を示した。その後、G20大阪サミットでは海洋プラスチックごみ問題が主要議題となり、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」及び同ビジョンの実現に向けて各国で協調して実効的な対策を進めるための「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」をまとめる等の成果をあげた。これに加えて、この機会に日本独自の取組として、途上国における廃棄物管理の向上を目的に、ODAなどを活用して、①廃棄物管理（Management of Wastes）、②海洋ごみの回収（Recovery）、③イノベーション（Innovation）、④能力強化（Empowerment）を支援する「マリーン（MARINE）イニシアティブ」の立ち上げを表明し、海洋プラスチックごみ問題における日本の取組姿勢を広く知らしめることができた。マリーンイニシアティブについてはアジア地域におけるプラスチックごみの排出防止策を実現するためのUNEPの取組（流出源・経路の特定や対策の効果の査定等）に我が国から6億2,700万円、またUNEP

国際環境技術センター（IETC）による環境上適正な廃棄物管理・処理技術支援に1億円を支出して支援するなどの実績を積んだ。更にバーゼル条約において、我が国がノルウェーと共同提案した汚れたプラスチックごみのバーゼル条約の規制対象への追加が採択され、有害廃棄物の適正管理の前進に貢献した。廃棄物管理の中心として大阪所在のUNEP国際環境技術センター（IETC）においては、地球環境行動会議（GEA）国際会議2020、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル関連イベントにおいてIETCによる海洋プラスチックごみ対策に関するプレゼンの機会を設け、廃棄物管理も含めた海洋プラスチックごみ対策の重要性を訴える等の実績をあげた。（平成30・令和元・2年度：地球環境問題への取組（達成手段②）、海洋プラスチックごみ対策促進支援国際会議開催に係る経費（達成手段⑧）、令和2年度：国際連合環境計画（UNEP）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑳）、国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター拠出金（達成手段㉗））

【測定指標2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *】

平成27年に発表した「美しい星への行動2.0（ACE2.0）」（令和2年に官民合わせて1兆3,000億円の気候変動対策支援実施を表明）は、令和元年において、約1.37兆円の気候変動に係る支援を実施しており、着実に達成している。COP24、COP25で合意に至らなかった論点は、COP26が延期となり未だ積み残しとなっているが、我が国は、主催したG20適応及び気候強靱性ワークプログラムや気候持続可能性作業部会、オンラインで開催された「ジューン・モメンタム」等マルチのフォーラムにおいて、精力的に議論に参加し、国際社会における気候変動対策に対する機運を高めることに貢献した。

（平成30・令和元・2年度：気候変動問題への取組（達成手段③）、G20適応及び気候強靱性ワークプログラム関連会合経費（達成手段⑥）、G20気候持続可能性作業部会開催経費（達成手段⑦））

上記取組に加えて、評価対象期間中、国連気候変動枠組条約や気候技術センター・ネットワーク（CTCN）などの国際機関を活用しつつ、パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に貢献した。（平成30・令和元・2年度：気候変動問題への取組（達成手段③）、令和2年度：気候変動枠組条約（UNFCCC）拠出金（達成手段⑨）、気候変動枠組条約（京都議定書）拠出金（義務的拠出金）（達成手段⑩）、気候技術センター・ネットワーク（CTCN）拠出金（任意拠出金）（達成手段⑳）等）

【測定指標2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *】

我が国は、様々な災害を経験し、防災・減災対策、復旧・復興の取組を重ねてきた防災先進国であり、世界の強靱化に大いに貢献できる立場にある。平成30年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の目標である「2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で計40億ドルの協力、4万人の人材育成を実施」の目標値を上回る支援を実施した（実績値：2015年から2018年までの4年間で計50億ドルの協力、7.8万人の人材育成を実施）。令和元年度には「仙台防災協力イニシアティブ」の後継である「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を発表し、その後も評価対象期間にわたって途上国の防災計画の策定支援並びに行政官や地方リーダー及び次世代を担う子供たちの人材育成・防災教育を実施するなど、災害に強い世界の強靱化に貢献した。今後も、「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」の期限である令和4（2022）年及び「仙台防災枠組」の期限である令和12（2030）年に向けて、防災分野での国際貢献を進める。（平成30・令和元・2年度：地球環境問題の解決に向けた取組の推進及び国際防災協力の推進（達成手段①）、令和2年度：国連防災機関（UNDRR）拠出金等（達成手段㉒））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

新型コロナウイルス感染症からの復興の文脈において、国際社会では、改めて環境問題、気候変動や防災など諸課題に対する取組への機運が高まっている。SDGsは、引き続き、これらの地球規模課題への取組の中で羅針盤として位置付けられ、我が国が指導力を発揮し、国際社会に貢献してためにも、SDGsに対する日本の指導理念を明確にし、求心力のある取組を行う必要があり、今後もこれら取組を力強く推進することを目標とする。

【測定指標】

測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進 *

生物多様性条約については令和3年度内に締約国会議（COP15）が予定されており、愛知目標に続くポスト2020生物多様性枠組の議論に積極的に関与していく。

海洋プラスチックごみ問題については、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向けて、各種国際会議の機会において、日本政府及び企業などの取組を紹介しつつ、同問題の解決に向けた国際的な取組に貢献していく。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進 *

国際社会においても、気候変動対策への気運は益々高まりを見せている。そのような中、令和2年10月、菅総理大臣は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すと宣言し、政府全体での取組の強化が進んでいる。パリ協定が目指す脱炭素社会の実現に向け、気候変動問題の解決に向けた取組の推進を進めていく重要性は益々高まっている。これらの理由により、測定指標は維持した。

測定指標 2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進 *

上記の施策の分析のとおり、令和元年に発表した「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」を踏まえ、途上国の防災計画の策定支援や人材育成に着手に取り組んでいるところである。令和3年度以降も引き続き、世界の強靱化に貢献する「仙台防災協力イニシアティブ・フェーズ2」及び「世界津波の日」の啓発活動等の推進を目標とすることが適切である。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 地球環境
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html>)
 - 気候変動
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html>)
 - 防災
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bousai.html>)
 - 第3回国連防災世界会議
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html)
 - 世界津波の日
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page25_000294.html)